

会社法・関連法令条文集

江頭憲治郎 監修

2014年8月刊 / 656頁 / 本体3,500円+税
A5判 / 並製

学習 研究 実務 学部 LS 法曹 法務



Book Information

編集担当者から 会社法の各条文の直後に関連法令の条文を配置した参照性に優れた法令集です。関連法令として、会社法施行規則、会社計算規則をはじめ、社債株式振替法、担保付社債信託法、商業登記法、金融商品取引法、産業競争力強化法等の重要条文を収録しました。あわせて、平成26年改正後の会社法の規定も掲げ、改正箇所を下線で明示しました。条文中の主な用語の初出箇所と定義を掲載した定義語索引など、索引も充実しています。

本書は、読みやすいように、横書きの2段組とし、条文中の漢数字を算用数字にしました。さらに、かっこ内を読み飛ばせるように、かっこ内の文字を細くしました。これによって、条文の全体像がつかみやすくなっています。また、目次・索引・柱・爪かけと、目的の条文にたどりつくための手段をいくつも用意しました。引きたい条文に素早くアクセスできます。

実務または学習上、会社法を高頻度で利用する皆さんにおおいに活用していただきたく思います。

なお、電子書籍も同時に刊行しました。電子書籍はカラーですし、条文間リンクにより、効率よく各条に移動できます。販売している電子書店については、小社ウェブサイトをご覧ください。(Y)

Point!

P

会社法の条文の直後に、平成26年改正後の規定と関連法令の条文を掲げました。

415・416

改正

第4条 指名委員会等設置会社の取締役の権限等

(委員会設置会社の取締役の権限)

第415条 委員会設置会社の取締役は、この規定はこの法律に基づく命令に抵触の定めがある場合を除き、委員会設置会社の業務を執行することができる。

改正

(指名委員会等設置会社の取締役の権限)

第415条 指名委員会等設置会社の取締役は、この法律はこの法律に基づく命令に抵触の定めがある場合を除き、指名委員会等設置会社の業務を執行することができる。

(委員会設置会社の取締役の権限)

第416条① 委員会設置会社の取締役は、第382条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

イ 経営の基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令(第112号)で定める事項

ハ 執行役が2人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び取締役会との関係その他の執行役相互の職務に関する事項

二 次条第2項の規定による取締役会の議決の請求を受ける取締役

ホ 執行役の職務の執行に法令及び定款に適合することを確保するための体制その他指名委員会等設置会社の業務の適正を確保するための必要なものとして法務省令(第112号)で定める体制の整備

二 執行役等の職務の執行に監督

② 委員会設置会社の取締役は、前項第1号から第5号までに掲げる事項を決定しな

ければならない。

③ 委員会設置会社の取締役は、第1項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができる。

④ 委員会設置会社の取締役は、その決議によって、委員会設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第136条又は第137条第1項の決定及び第140条第4項の規定による指

定

二 第165条第3項において読み替えて適用する第156条第1項各号に掲げる事項の決定

三 第282条又は第283条第1項の決定

四 第288条第1項各号に掲げる事項の決定

五 株主総会に提出する議案(取締役、会計責任者及び監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。)の内容の決定

六 第365条第1項において読み替えて適用する第356条第1項(第419条第2項において読み替えて用いる場合を含む。)の承認

七 第366条第1項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定

八 第400条第2項の規定による委員の選定及び第401条第1項の規定による委員の解任

九 第402条第2項の規定による執行役の選定及び第403条第1項の規定による執行役の解任

十 第408条第1項第1号の規定による委員会設置会社を代表する者の決定

十一 第423条第1項前段の規定による代表執行役の選定及び同条第2項の規定による代表執行役の解任

十二 第426条第1項の規定による定款の定めに基づく第423条第1項の責任の免除

十三 第436条第3項、第441条第3項及び第444条第5項の承認

十四 第454条第5項において読み替えて適用する同条第1項の規定により定めなければならないとされる事項の決定

十五 第467条第1項各号に掲げる行為に係る契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十六 合併契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十七 吸収分割契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十八 新設分割契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十九 株式交換契約(当該委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

二十 株式移転契約の内容の決定

改正

(指名委員会等設置会社の取締役の権限)

第416条① 指名委員会等設置会社の取締役は、第382条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

イ 一 二 (略)

ホ 執行役の職務の執行に法令及び定款に適合することを確保するための体制その他指名委員会等設置会社の業務に及ぼす子会社から成る多量集団の業務の適正を確保するための必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二 (略)

② 指名委員会等設置会社の取締役は、前項第1号から第5号までに掲げる事項を決定しな

③ 指名委員会等設置会社の取締役は、第1項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができな

416 (則112)

④ 指名委員会等設置会社の取締役は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 一 九 (略)

十 第408条第1項第1号の規定による指名委員会等設置会社を代表する者の決定

十一 十一 (略)

十五 第467条第1項各号に掲げる行為に係る契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十六 合併契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十七 吸収分割契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十八 新設分割契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十九 株式交換契約(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

二十 (略)

○会社法施行規則

(業務の適正を確保するための体制)

第112条① 法第416条第1項第1号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

二 部分の取締役及び使用人の執行役から独立性に関する事項

三 執行役及び使用人の監査委員会報告をするための体制その他の監査委員

第4章 機関 269